

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令参照条文

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）抄

（選挙期日等）

第一条 指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。

2 指定市町村及び指定県のうち、統一地方選特例法第一条第四項の規定により同条第一項に規定する選挙の期日においてその議会の議員又は長の選挙を行うこととされるものの当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由がこれらの規定の適用を受けることとなった日から第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第三項又は第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

4 第一項の規定による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。

6 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員

会の意見を聴くものとする。

(任期の特例)

第二条 この法律の施行の日から平成二十三年六月十日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十三条第一項又は第四百十条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

(告示の期日)

第三条 第一条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 県知事選挙 特例選挙期日前十七日に当たる日
- 二 指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。次号及び第四号において同じ。）の長の選挙 特例選挙期日前十四日に当たる日
- 三 県及び指定都市の議会の議員の選挙 特例選挙期日前九日に当たる日
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 特例選挙期日前七日に当たる日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 特例選挙期日前五日に当たる日

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる指定県の議会の議員の選挙及び指定県の知事の選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日以後第一条の規定により行われる選挙について前項の規定を適用する場合には、同項中「第一条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第二項又は第九十一条第二項の規定を適用する場合並びに第一条」とあるのは、「第一条」とする。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）抄

（登録）

第二十二条（略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2（略）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第三十三条（略）

2 4（略）

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。
一 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも十七日前に

- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも五日前に

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第三十四条 (略)

- 2 前項に掲げる選挙のうち、第九十九条、第一百条又は第一百三十三条の規定による地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、当該議員の任期が終わる前六月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない。ただし、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 5 (略)

- 6 第一項の選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも五日前に

(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例)

第三十四条の二 (略)

2 4 (略)

- 5 第三十三条第五項の規定は、第一項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定により行われる選挙について、準用する。

(記号式投票)

第四十六条の二 (略)

2 前項の場合においては、第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあるのは「○の記号」と、「第四十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十六条の二第一項及び第二項」と、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名」とあるのは「公職の候補者一人に対して○の記号」と、第六十八条第一項第一号中「用いないもの」とあるのは「用いないもの又は所定の○の記号の記載方法によらないもの」と、同項第二号中「公職の候補者となることができな者の氏名」とあるのは「公職の候補者となることができな者に対して○の記号」と、同項第四号及び第五号中「公職の候補者の氏名」とあるのは「公職の候補者に対して○の記号」と、同項第六号中「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」とあるのは「○の記号以外の事項を記載したもの」と、同項第七号中「公職の候補者の氏名を自書しないもの」とあるのは「○の記号を自ら記載しないもの」と、同項第八号中「公職の候補者の何人」とあるのは「公職の候補者のいずれに対して○の記号」と、第八十六条の四第五項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第六項中「第一項から第四項までの規定の例により、都道府県知事又は市長の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる」とあるのは「選挙の期日は、政令で定める日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項の規定により選挙の期日を延期した場合における次項」と、「第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日」とあるのは「政令で定める日」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前二項」と、「当該選挙の期日前三日までに」とあるのは「政令で定める日までに」と、第二百二十六条第一項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、同条第二項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、「七日以内」とあるのは「政令で定める日以内」と、同条第三項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」とし、第六十八条第一項第三号及び第六十八条の二の規定は、適用しない。

3 (略)

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条の四 (略)

2、6 (略)

7 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項又は前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合におい

て、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百十九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

8) 11 (略)

(同時に行う選挙の範囲)

第一百十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、告示しなければならない。

(選挙を同時に行うかどうかの決定手続)

第一百二十条 (略)

2 (略)

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項若しくは前項の規定による届出又は第一百八条第一項第三号若しくは第四号の規定による報告のあつた日から三日以内に、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時に行うかどうかを、当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)

第一百二十一条 市町村の選挙は、前条第三項の規定による通知があるまでの間は、行うことができない。ただし、同項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号） 抄

(記号式投票による選挙の選挙期日の延期等)

第四十九条の二 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項に規定する

政令で定める日は、法第八十六条の四第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日後次の各号の区分による日に当たる日とする。ただし、その日が法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は法第十九条第三項の規定により告示した期日後次の各号の区分による日に当たる日後となる場合においては、当該当たる日とする。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては、十七日
 - 二 指定都市の長の選挙にあつては、十四日
 - 三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、七日
 - 四 町村長の選挙にあつては、五日
- 2 4 (略)

（長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動に関する支出金額の制限額）

第二百二十七条の三 法第八十六条の四第七項又は第二百二十六条第二項（これらの規定又は法第八十六条の四第六項の規定について法第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）の規定により、選挙の期日が延期される場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、法第九十四条第一項第四号の規定による額に、その額に十分の一（法第八十六条の四第六項若しくは第七項又は第二百二十六条第二項の規定について法第四十六条の二第二項の規定を適用する場合にあつては、法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は法第十九条第三項の規定により告示した期日から法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項若しくは第七項又は第二百二十六条第二項の規定により告示された期日の前日までの期間の日数に五十分の一を乗じて得た数）を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合においては、その端数は、百円とする。）を加えた額とする。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 抄

第九十二条 (略)

② ④ (略)

⑤ 地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める

日から当該選挙の期日までの間とする。

一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日

二〇八 (略)

⑥ (略)

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中」「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第七十五条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第七十五条第五項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、「普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、第九十八条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、「第七十四条第三項の規定による議会の審議」とあるのは「第七十五条第三項の規定による事務の監査」と読み替えるものとする。

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十

万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第二項」、地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第七十六条第一項」、同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第七十六条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第一百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会(当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第二項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは

は「地方自治法第八十条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第一百六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十一条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十一条第二項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十七条第一項中「地方自治法第八十一条第二項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二百一十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求にこれを

準用する。ただし、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十六条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十六条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第一項」、「同法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と読み替えるものとする。

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

第二百十三條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十六條第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

第二百十四條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十條第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三條の二後段の規定を準用する。

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三條の二後段の規定を準用する。

第二百十六條の三 第九十一條から第九十八條まで、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十六條第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十七條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）

（解職請求の手續）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一條から第九十八條まで及び第九十八條の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求署名簿」とあるのは「委員の解職請求署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 (略)

○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

(署名の収集の方法等)

第二条 (略)

2、4 (略)

5 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十二条第五項に規定する期間とする。

(準用)

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と、第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十八条 第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、第二条第四項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。